

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3年 1月20日(水) 午後6:58～ 7:15

2. 開催場所 役場2階第1会議室

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重 欠	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農地法第3条
- ・ 議案第2号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第3号 農地法第5条
- ・ 報告第1号 農地法第18条

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可(但し、2-54、2-55、2-57番は取消)
- ・ 議案第3号 許可・不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、1月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願 いします。</p>
会長	<p>本日から大寒ということで、長い冬になりそうだということで、まだまだ寒さも厳 しくなりそうで、凍結等あってくるまでの移動で何もないように、体等気をつけて 頂きたいと思います。議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願 いします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号9番の新田委員と 10番の春名昌美委員にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部 を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条にかかる所有権移転の設定についてです。 今回は、3件の申請がありました。</p> <p>■申請番号1-60番 譲渡人 鳥取市 [REDACTED] 氏 譲受人 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号1-61番 譲渡人 西栗倉村 [REDACTED] 氏 譲受人 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号1-62番 譲渡人 西栗倉村 [REDACTED] 氏 譲受人 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>各申請の申請書類は、3～29ページに添付しております。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	

会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 30ページ</p> <p>基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。今回、12件の申請がありました。うち新規の設定が3件、再設定が9件となります。</p> <p>■申請番号2-54番（使用貸借） 3筆 [redacted]無効。</p> <p>■申請番号2-55番（使用貸借） 1筆 [redacted]無効。</p> <p>■申請番号2-56番（使用貸借） 4筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [redacted] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号2-57番（使用貸借） 2筆 [redacted]無効。</p> <p>■申請番号2-58番（使用貸借） 1筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [redacted] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号2-63番（使用貸借） 6筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [redacted] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号2-65番（使用貸借） 2筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [redacted] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号2-66番（使用貸借） 4筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [redacted] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号2-67番（使用貸借） 3筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [redacted] 氏 利用権の設定をする者 姫路市 [redacted] 氏</p> <p>■申請番号2-68番（使用貸借） 1筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [redacted] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村 [redacted] 氏</p>

	<p>■申請番号 2-69 番 (使用貸借) 1 筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [REDACTED] 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号 2-70 番 (使用貸借) 1 筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [REDACTED] 氏 利用権の設定をする者 美作市 [REDACTED] 氏</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を 36～61 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
会長	第 2 号議案について、何かありますでしょうか。
新田委員	この [REDACTED] さんところは、これから、 [REDACTED] くんがするかどうか、なんじゃな。
事務局	無効になることは、ご家族さんには伝えております。今後につきましては、地権者の方と再度協議をして決めると言われております。
会長	他に無いようでしたら、第 2 号議案についてはご承認いただきました。 次に、第 3 号議案について、事務局から説明願います。
事務局	<p>議案第 3 号 62 ページ 農地法第 5 条 所有権移転を伴う転用の案件です。</p> <p>■申請番号 1-53 番 1 筆 譲渡人 西栗倉村 [REDACTED] 氏 譲受人 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>なお、本件は、昨年 9 月の報告事項で上がりました、農振除外について、11 月 25 日付け、変更が終了した旨の公告をしております。</p> <p>詳細は、63～76 ページをご覧ください。 以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
会長	第 3 号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
特になし。	
会長	他に無いようでしたら、第 3 号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告事項第 1 号について、事務局から報告願います。

事務局	<p>報告事項第1号 77ページ 農地法第18条の通知で、利用権設定にかかる合意解約についてです。</p> <p>■申請番号59号 5筆 貸人 鳥取市 [REDACTED] 氏 受人 西粟倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>通知書他資料を78～79ページに添付しております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	<p>① 次回の総会は2月19日に予定しています。合わせて、毎年実施しております、西粟倉村農業再生協議会総会を18時から開催したいと思います。</p> <p>～事前情報を説明～</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	<p>ご苦勞様でした。先週は大雪で近年になく降りました。それと今日は大寒で個人ごとですが、私の誕生日です。大寒の入りから節分までが非常に寒い時期なんで、みなさん体に十分に気をつけられまして、仕事にそなえて休養をしてください。私の同学年のもんもこの前死にました。体には十分気をつけてください。終わります。</p>

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____